

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

## 2000年の議論は今？

### 付帯決議があったのですが

2000年少年法改正の際、衆参両院の法務委員会において付帯決議がなされていました。憶えていますか。ここで、どのようなものであったか確認してみましょう。

衆議院では、少年審判における事実認定手続および検察官送致のあり方について、実務の運用を見ながら、今後とも検討を行うこと。

観護措置期間をさらに延長できるものとするこの要否について、実務の運用を見ながら、引き続き検討を行うこと。

少年法の適用年齢を20歳に満たない者から18歳に満たない者に引き下げることに、時代の変遷、主要国の現状、選挙年齢等他の法令に定めるその他の年齢区分との均衡を勘案しつつ、検討を行うこと。

悪質重大な少年事件で、社会的に正当な関心事であるものにつき、少年に係る記事等の掲載の禁止を定める少年法第61条に例外規定を設けることについて、司法判断等の動向をも踏まえ、検討を行うこと。

少年の健全育成および非行防止のための施策ならびに非行少年の更生保護など社会復帰のための施策を充実・強化すること。

そして、参議院では、少年審判における事実認定および検察官送致のあり方については、少年法の本旨および実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。

刑事処分可能年齢を14歳に引き下げることにもない、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的改善の充実・改善に努めること。

観護措置期間の上限のあり方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。

公的付添人制度のあり方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること。

少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の

成年年齢のあり方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等他の法令に定める年齢区分との均衡を勘案しつつ、鋭意検討すること。

悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪の原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策および少年法61条のあり方についての研究に努めること。

少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その他の機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努める。

被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策のさらなる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。

というものでした。そして改正後、最高裁はHPでも見ることができたかたちで、「改正少年法の運用状況の概況」を公開しています。そこでは、改正の大きな柱となった少年事件の処分等のあり方の見直し、事実認定手続のより一層の適正化、被害者への配慮の充実についての状況を概観できます。しかし、改正時に付された附則3条によれば、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その検討に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする」となっていますが、5年後である2005年を待たずにすでに改正を目論むさまざまな声が政府から聞こえてきています。

### 内閣府から？

2003年6月10日閣議決定により内閣総理大臣が本部長となり「青少年育成推進本部」が設置されました。そして、同年12月9日推進本部

決定により「青少年育成施策大綱」が策定されました。そこには、触法少年の事案について警察機関が必要な調査をできる権限を明確化するための法的整備を検討することや少年の人権保護と捜査上の必要性を勘案し少年事件の公開手配のあり方について検討を行うこと、さらには、触法少年についても少年院送致が可能ないように少年院法の改正を検討することなどが盛り込まれています。

ここで注目すべきことは、法務省ではなく内閣府から実質的に少年法附則3条のいう検討を前倒して議論に入っている様相を呈していることです。そしてその内容は、付帯決議の内容とは異なるかたちです。ただ、かたちは異なっても、その基盤となっている発想は、先の改正議論にあったような「自己責任論」的なものではないでしょうか。そしてその自己責任から導き出される「きびしい罰（刑罰や社会からの隔離）を受けて当然」・「社会に顔をさらして当然」などといった考え方が見えかくれます。

なぜ内閣府が少年法や関連法改正を先導するようなことをしているのでしょうか。気になります。

## こんな連携までも

青少年育成推進本部は、今年の9月10日に「関係機関等の連携によるサポート体制の構築について」と題して「少年非行対策課長会議申合せ」（政府著しての基本的な考え方を申し合わせた）を行っています。この少年非行対策課長会議は2003年12月26日（2004年3月31日一部改正）の青少年育成推進本部長決定によって設置されたものです。この課長会議の議長は内閣府政策統括官付参事官であり、青少年育成推進本部内に設置されています。そして、その構成員には、内閣府のほか警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省からの職員がはいっています。そのため、この構成がそのまま上述「サポート体制」に反映されています。

サポート体制の基本的考え方は、地域のネットワークによる個々の青少年の支援が困難なとき、警察・児相・学校・保護司・主任児童委員などからメンバーを選び「サポートチーム」を形成して青少年の支援にあたるというものです。そして、サポートチームのイメージされている構図は、少年非行については警察（少年サポートセンター）

不登校については学校（教育委員会）、児童虐待については児相がそれぞれコーディネーターになるというものです。また、地域のネットワークにおいても、非行対策中心のネットワークは警察、教育施策中心のネットワークは教育委員会、児童虐待防止のネットワークは市区町村福祉部局をそれぞれ事務局とすることがイメージされています。

どうやら、少年非行については警察を中心としていくことが政府の基本的考え方ようです。先の少年法改正時には、現行法制定直後から言い続けられてきた検察の権限拡大（旧法なみに回復）を中心に議論が進められ、最終的には議員立法となったので若干別のもの（逆送可能年齢引き下げなど）も含まれましたが、ほぼそのような改正がなされました。しかし、青少年育成推進本部の考えは検察ではなく警察の権限（関与の範囲）拡大を図るものといえるでしょう。いったい2005年の見直し時期にはどのような議論になるのでしょうか。

2000年改正のときのように、最初に結論ありきの議論になりつつある流れのなかにいると感じてなりません。

## もう一度思い出そう

なぜ付帯決議がなされたのでしょうか。なぜ附則3条が付されたのでしょうか。与党にとってはより重刑罰化・刑事手続化したかったことへの布石であり、野党にとってはあまりにお粗末なかつ拙速な立法過程への批判の一矢を報いたものであったのではないのでしょうか。そうであるからこそ、いずれの立場にしろ、「5年間」の運用状況を検討してから議論に入るはずであるのに、そのまえにすでに方向付けがなされつつあることにイヤなものを感じます。そして、その背景に小学生によるセンセーショナルな殺人事件の報道があることに、何ともいえない大きく重いシコリのようなものを体の中に感じます。2000年改正のときも過熱した少年事件報道がありましたよね。

今度こそ、少年非行の根っこのところから見直す、そういう視点で少年法と関連法を考えていただきたいものです。

亀山憲一 [ 会員・フリーで活動中の法学的研究者  
（犯罪学・刑事法） ]